

「金色の風」の生産・販売に関する留意事項

岩手県農林水産部農産園芸課

県オリジナル水稻品種「金色の風」は、全国最高水準の品質・食味を確保するとともに、生産から出荷まで適正に管理し、ブランド米としての評価を確かなものとするため、県が以下の項目について必要な事項を定めています。

「金色の風」の生産や販売にあたっては、以下の内容を十分に理解し、適正に対応してください。

(1) 「金色の風」は、県が示した栽培適地でのみ栽培することができます。

(2) 現在の栽培適地は、令和3年10月に改定したものです。

※栽培適地に関する情報は、各地域の振興局・農林振興センター、JA等にお問い合わせください。

(1) 「金色の風」は、高品質・良食味の確保と適正な管理のため、県が毎年度、作付経営体を登録しています。

(2) 登録の対象となる経営体は、「金色の風」栽培適地に作付けする農業者、法人及び生産者組織です。

(3) 登録する経営体は、次の要件を満たす者としています。

ア 基本的要件：栽培適地内での栽培、「金色の風」の販売を行う者

イ 技術的要件：一等米比率の過去2年間平均が95%以上、栽培マニュアルの遵守

(4) 登録する経営体は、次の事項を遵守することとしています。

ア 種子の譲渡、自家採種を行わないこと。

イ 金色の風栽培研究会等が主催する講習会、研修会、検討会に参加し、指導事項等を生産に反映すること。

ウ 玄米タンパク質含有率や食味等から、品質・食味がブランド価値を損なうものでないか総合的に判断し、品質・食味に優れるものを出荷・販売すること。

エ 収穫物は、自家消費を除き、全量出荷・販売に努めること。

オ ブランドイメージの向上に効果的な販売計画を作成し実践すること。

カ 「金色の風」の計画的な生産、品質管理並びに販売など関係書類を整理保管すること。

(5) 登録する経営体は、個人情報取扱いについて同意する者としています。

(6) 作付け経営体登録の申請は、例年10月～12月頃に受け付けることとしており、受け付け開始の情報は県公式ホームページに掲載しています。

(1) 使用する種子は、作付経営体として登録された作付面積について、10a 当たり種子量 3.5 kgを上限とし配分します（種子は有償）。

- (2) 配分できる種子の上限量は、作付経営体登録通知書に記載して通知します。
- (3) 全体の作付希望面積に対する種子量が不足した際には、作付面積を調整する場合があります。

- (1) 「金色の風」は、生産者が必要な栽培管理を徹底し、品種の特徴を最大限に引き出すとともに、品質目標を達成した米を消費者の皆様に提供するため、**栽培マニュアル**を策定しています。
- (2) 栽培マニュアルには、品種の特性、栽培管理のポイント、留意事項を掲載しており、「金色の風」の栽培の基本として生産者に遵守するよう求めています。
- (3) 現在の栽培マニュアルは、令和7年3月に改定した ver. 8.0 です。

- (1) 「金色の風」は、実需者・消費者の信頼に応える「品質管理」を実践することとしており、玄米タンパク質含有率の測定等により、品質目標を達成した「金色の風」の**出荷**に取り組んでいます。
- (2) 品質目標は、①農産物検査等級1等、②玄米タンパク質含有率6.4%以下（玄米水分15%換算）としており、この目標に基づく集出荷基準を設定しています。
- (3) 玄米タンパク質含有率の確認方法として、従来の食味分析計による測定のほか、令和3年産からは衛星リモートセンシングによる**推定マップ**を活用することも可能としています。

- (1) 「金色の風」の**ロゴマーク**（ロゴタイプを含む）の**商標権・著作権**は岩手県に帰属しており、使用する場合は**県の許可を得る必要があります**。
- (2) 特に、米穀販売業者等（生産者自身による販売も含む）が「金色の風」の**販売のための米袋等**にロゴマークを使用する場合は、上記の**品質目標を満たす米である場合のみロゴマークの使用を許可**します。併せて、ロゴマーク使用の許可を受けたものに個別に付与する認定番号を米袋等に表示する必要があります。
- (3) ロゴマークを使用する際は、「金色の風」のブランドイメージを損なうことが無いよう、「**金色の風V I ガイドライン**」の内容を**厳守**する必要があります。

※「金色の風」のロゴマーク使用許可等に関する情報は、県公式ホームページ（下記URL）に掲載しています。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/seisan/1007647.html>